

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に関する Q & A

改訂履歴

平成26年 3月 6日 (新規制定)

平成26年 5月 1日 (9頁 図中誤記訂正・追記)

平成29年 8月16日 (全面見直し)

平成30年 3月16日 (平成 30 年度負担金の追加、その他所要の見直し)

平成31年 3月 6日 (平成 31 年度負担金の追加、その他所要の見直し)

令和 2 年 3月 6日 (令和2年度負担金の追加、その他所要の見直し)

目 次

I.	「除染登録管理制度」に関する質問	1
Q1.	除染登録管理制度は何を目的として設けられたものか。	1
Q2.	除染登録管理制度は何に基づいて設けられたものか。法令に基づく制度なのか。	1
Q3.	除染登録管理制度の対象となる業務の範囲はどこまでか。	1
II.	「除染登録管理制度への参加」に関する質問	2
Q4.	国や地方自治体が発注する除染等の工事を請け負った事業者は、除染登録管理制度に参加しなければならないのか。国や地方自治体以外が発注する案件の場合はどうか。	2
Q5.	除染登録管理制度へ参加する際に、事業の実施場所や内容によって参加方法に違いはあるのか。	2
Q6.	除染登録管理制度への参加の手続きはどのように行えば良いのか。	3
Q7.	短期間の除染等業務を1回だけ受注するが、この場合も除染登録管理制度に参加しなければならないのか。	3
Q8.	なぜ、除染登録管理制度には元請事業者でないと参加出来ないのか。	3
Q9.	自営業やボランティアで除染等の作業を行った場合に、線量の登録や記録の引渡を行うことは出来るのか。	3
III.	「放射線管理手帳の使用」に関する質問	4
Q10.	除染等業務等の事業を行う場合には、必ず作業者に放射線管理手帳を取得させなければならないのか。	4
Q11.	除染特別地域以外で除染等業務を行う際に、発注者から、作業者に放射線管理手帳を持たせるように指導されたがどうすれば良いのか。	4
Q12.	除染特別地域以外で事故由来廃棄物等の処分の業務を行うが、作業者に放射線管理手帳を持たせる必要があるのか。	4
Q13.	除染等業務に従事させようとする者が、既に放射線管理手帳を所持しているかどうかは、どこで確認すれば判るのか。	5
Q14.	作業者が放射線管理手帳を持っていない場合、どのようにすれば良いのか。	5
Q15.	放射線管理手帳はどこで発行してもらえるのか。	5
Q16.	放射線管理手帳の発行申請は誰が行うのか。	5
Q17.	放射線管理手帳は個人で発行申請を行っても良いのか。	6
Q18.	除染登録管理制度用の放射線管理手帳の運用・記入要領はあるのか。	6
Q19.	放射線管理手帳の運用・記入（被ばく線量、電離健康診断、教育）は誰が行うのか。	6
Q20.	放射線管理手帳の保管は誰が行うのか。	7
Q21.	放射線管理手帳は作業者本人へ返却しなければならないのか。	7
Q22.	被ばく線量の記録はすべて放射線管理手帳に記載しなければならないのか。被ばく線量結果の通知が来ない場合は、放射線管理手帳に記入しなくても良いのか。	8
Q23.	過去に従事した除染等業務における被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていない場合、どのようにすれば良いか。	8
Q24.	既に終了している除染等業務における被ばく線量結果（個人記録等）があるが、どのように放射線管理手帳に記入すれば良いのか。どこで記入してもらえるか。	8
Q25.	放射線管理手帳には電離健康診断（6ヶ月ごと）の結果を記入すれば良いのか。一般健康診断（毎年）の結果は記入しなくて良いのか。	8
IV.	「除染登録管理制度における各種登録」に関する質問	9
Q26.	除染登録管理制度に基づく登録にはどのようなものがあるのか。	9
Q27.	各種登録手続きの流れと、元請事業者、手帳発効機関及び放射線影響協会の役割分担はどのようになっているか。	9
Q28.	除染登録管理制度に基づく各種の登録はどのように行えば良いのか。	9

Q29.	登録の実務に関する要領書は配付してもらえるのか。ホームページには掲載されているのか。	10
Q30.	各種登録はすべて元請事業者が行うのか。	10
Q31.	原子力施設で従事者指定している作業者が、同じ時期に除染等業務に従事することは出来るのか。	10
Q32.	現場監督等のため、一人の作業者が同時期に複数の工事件名の業務に従事することは出来るのか。その場合の被ばく線量登録はどのように行うのか。	10
Q33.	定期線量登録は電子情報で登録するのか。登録のフォーマットや送付方法はどのようなものか。	11
Q34.	記録引渡は具体的にどのような記録を引き渡せば良いのか。	11
Q35.	この制度の記録引渡が除染等電離則又は電離則に基づく法定記録の引渡であれば、雇用主が記録の引渡を行わなければならないのではないのか。元請事業者から引き渡されたものが、法令に則った記録の引渡として認められるのか。	11
Q36.	雇用主が直接記録の引渡を行っても良いのか。	12
Q37.	引渡記録に含まれる前歴線量は、過去に行った除染等業務等における被ばく線量だけで良いのか。	12
Q38.	前歴線量は作業者本人から申告された線量を記載すれば良いのか。	12
Q39.	この制度の発足前に工期が完了している除染等業務における被ばく線量の登録又は記録引渡はどのように行えばよいのか。また、その際の定期線量登録は四半期ごとの線量について行うのか。	12
V.	「負担金」に関する質問	13
Q40.	除染登録管理制度に関わる負担金はどのように決められているのか。	13
Q41.	除染登録管理制度に関わる負担金はいつどのように支払うのか。	13
Q42.	負担金の額はどのようになっているか。	14
Q43.	定期線量登録及び記録引渡に関する費用は、除染等業務等の発注者に請求することができるのか。また、発注者からの注文書にこれらの費用について明記されていない場合は、どのようにすれば良いのか。	14
Q44.	定期線量登録時に支払う負担金には、その後の記録引渡の費用も含まれているのか。	14
Q45.	除染等業務が年度をまたいで行われる場合は、両年度の負担金を支払うのか。	15
Q46.	この制度の発足前に工事を完了している除染等業務に関わる線量登録及び記録引渡の負担金はどうなるのか。	15
Q47.	工事が完了しても被ばく線量登録及び記録引渡までには時間を要する場合がある。そのため発注者への費用の請求が工事完了検査に間に合わない場合はどのようにしたら良いのか。	15
VI.	「個人情報の取扱い」に関する質問	16
Q48.	除染登録管理制度における、個人情報の利用目的は何か。	16
Q49.	除染登録管理制度における、個人情報の共同利用はどのように行われているか。	16
Q50.	被ばく線量記録等の照会は、誰が出来るのか。	17
Q51.	個人情報の共同利用者として何を行えばよいか。どのような責任があるのか。	17
Q52.	制度参加事業者が作成する「個人情報保護規程」とはどのようなものか。参考となる「ひな形」はあるか。	18
Q53.	定期線量登録や記録引渡を行う場合、秘密の保持のためどのような対策を講じる必要があるか。	18
Q54.	原子力事業者は除染登録管制度に登録された被ばく線量の情報を利用することが出来るのか。その逆はどうか。制度が異なるのになぜそれが出来るのか。	18
Q55.	個人情報の開示請求はどのようにして行えばよいか。	19

I. 「除染登録管理制度」に関する質問

Q1. 除染登録管理制度は何を目的として設けられたものか。

A1. 除染登録管理制度は、以下を目的に設置されました。

- ア. 除染等業務、特定線量下業務又は事故由来廃棄物の処分の業務に従事する作業者が複数の事業者順次所属する場合に、その時々に関係する元請事業者が、当該作業者の過去の被ばく歴を確実に把握できるようにすること
- イ. 除染等業務等に従事した作業者が数十年後に健康障害を発症した場合に、被ばく線量の累計はもとより、いつ、どの事業者のどの現場(作業)において、どれだけ被ばくしたかを把握できるようにすること
- ウ. 既存の「放射線管理手帳制度」を活用することで、線量の把握の適時性に資するとともに、原子力施設の従事者を対象にした「被ばく線量登録管理制度(原子力登録管理制度)」との連携を図ること

Q2. 除染登録管理制度は何に基づいて設けられたものか。法令に基づく制度なのか。

A2. 除染登録管理制度は、除染等業務等の被ばく管理が求められる事業を行う元請事業者によって自主的に設けられた制度であり、法令に定められたものではありません。ただし、この制度の運用主体である(公財)放射線影響協会は、厚生労働大臣から除染電離則及び電離則に基づく放射線管理記録(被ばく線量記録及び電離健康診断記録)の指定記録保存機関に指定されており、この制度には法令に基づく記録の引渡しも含まれています。

Q3. 除染登録管理制度の対象となる業務の範囲はどこまでか。

A3. 除染登録管理制度は、除染特別地域又は汚染状況重点調査地域内において実施される「土壌等の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」(以上、除染電離則第2条第7項に規定された「除染等業務」)、及び「特定線量下業務」(除染電離則第2条第8項)を行う事業の元請事業者を対象としています。ただし、これら以外の業務であっても発注者に制度参加を求められた場合など、状況に応じた参加も可能としています。また、事故由来廃棄物等の処分の業務を行う事業の元請事業者についても対象になります(これは除染電離則ではなく、電離則第2条第3項に定める「放射線業務」の一つですが、事故由来廃棄物に関わることから「除染登録管理制度」の対象としています)。

II. 「除染登録管理制度への参加」に関する質問

Q4. 国や地方自治体が発注する除染等の工事を請け負った事業者は、除染登録管理制度に参加しなければならないのか。国や地方自治体以外が発注する案件の場合はどうか。

A4. 厚生労働省が定めた「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(いずれも平成30年1月30日最終改正)では、元方事業者による被ばく状況の一元管理が求められており、その実施事項として「労働者の過去の累積被ばく線量の適切な把握、被ばく線量記録等の散逸の防止を図るため、『除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度』に参加すること。」が示されています。また、環境省が発注する除染等の工事については、上述のガイドラインを受け、「除染等工事共通仕様書」、「平成30年除染関連業務共通仕様書」に『除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度』に参加することが明記されています。

なお、国や地方自治体以外が発注する案件の場合には、予め、本制度への参加や、負担金の取扱いについて、発注者に確認しておく必要があります。

Q5. 除染登録管理制度へ参加する際に、事業の実施場所や内容によって参加方法に違いはあるのか。

A5. 除染等業務等の事業を請け負った元請事業者は、実施場所や業務内容に応じて以下の項目について制度に参加することが原則です。

実施場所 業務内容	除染特別地域内	汚染状況 重点調査地域内	その他の地域
除染等業務	手帳＋定期＋引渡	引渡のみ	—
特定線量下業務	手帳＋定期＋引渡	—	—
事故由来廃棄物等 処分業務	手帳＋定期＋引渡	手帳＋定期＋引渡	手帳＋定期＋引渡

「手帳」:放射線管理手帳の運用

「定期」:定期線量登録、及びその対象となる事業場並びに工事件名の登録

「引渡」:放射線管理記録の引渡(登録した工事件名ごとに、その工事が終了した後、被ばく線量記録等を引き渡す。事故由来廃棄物等処分業務に係るもの場合は、事業の廃止時又は5年間保存後に同様の記録を引き渡す。)

Q6. 除染登録管理制度への参加の手続きはどのように行えば良いのか。

A6. “A5”に記載された「手帳」+「定期」+「引渡」のすべてに参加する場合と、「引渡」のみに参加する場合で手続きが異なり、それぞれ以下のとおりとなります。詳細については、(公財)放射線影響協会へお問い合わせ下さい。

ア. すべてに参加する場合

除染登録管理制度の運用を担当する(公財)放射線影響協会に制度参加申請書を提出して頂いた後、協会と参加事業者との間で個別に、制度の運用に関する業務契約書及び費用負担や個人情報保護に関する覚書を締結します。

イ. 記録引渡のみの参加の場合

除染登録管理制度の運用を担当する(公財)放射線影響協会に制度参加申請書を提出して頂いた後、協会から参加申請の受理通知を返送して手続きは完了となります。

Q7. 短期間の除染等業務を1回だけ受注するが、この場合も除染登録管理制度に参加しなければならないのか。

A7. 例え短期間であって、1回限りの受注であっても、除染登録管理制度の目的に鑑みて参加をお願いします。参加の形態等については“A4”及び“A5”を参照して下さい。

Q8. なぜ、除染登録管理制度には元請事業者でないと参加出来ないのか。

A8. 厚生労働省のガイドラインにおいて、元方事業者による、関係請負人の労働者も含めた、作業従事者の被ばく線量の一元管理が求められているため、元請事業者の参加が原則となります。また、事業者の中には被ばく管理の経験の少ない又はない者が含まれること、労働者が複数の事業者に順次雇用された場合の累積線量管理を確実にすることから、発注者から直接業務を請け負う元請事業者のみ制度に参加することが、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会で合意されました。

Q9. 自営業やボランティアで除染等の作業を行った場合に、線量の登録や記録の引渡を行うことは出来るのか。

A9. この制度は、除染電離則又は電離則に基づいて労働者の放射線障害防止のため事業者(代表して元請事業者)が実施しなければならない事項を対象としたものであり、自営業(従業員を雇用しないもの、一人親方)やボランティアについては対象としておりません。

III. 「放射線管理手帳の使用」に関する質問

Q10. 除染等業務等の事業を行う場合には、必ず作業者に放射線管理手帳を取得させなければならないのか。

A10. 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について(平成25年12月26日付基発1226第17号)」の本制度の参加に関する留意点に掲げられているとおり、

- 除染特別地域における除染等業務又は特定線量下業務を行う場合は、放射線管理手帳の運用が必要になります。したがって、同手帳を持たない作業者については新たに発行申請を行うこととなります。
- 事故由来廃棄物等の処分の業務については、実施地域に関わらず放射線管理手帳の運用が必要です。したがって、同手帳を持たない作業者については新たに発行申請を行うこととなります。
- 除染特別地域以外における除染等業務を行う場合は、新たに放射線管理手帳を取得する必要はありません。

となります。

Q11. 除染特別地域以外で除染等業務を行う際に、発注者から、作業者に放射線管理手帳を持たせるように指導されたがどうすれば良いのか。

A11. 放射線管理手帳の運用は法令に基づくものではなく、この制度の参加者の自主的な対応となっています。

この制度の運用について元請事業者が最終合意した内容では、「除染特別地域以外における除染等業務については記録の引渡のみ」とすることになっており、放射線管理手帳の運用は対象外としています。

しかし、このことは、被ばく管理上、放射線管理手帳が必要であるとして、発注者が、契約内容に加えることを妨げるものではありません。契約の際に、発注者に手帳の必要性、費用の負担に関して良く確認して下さい。

Q12. 除染特別地域以外で事故由来廃棄物等の処分の業務を行うが、作業者に放射線管理手帳を持たせる必要があるのか。

A12. “A5”及び“A10”に示すように、処分業務を行う事業場の管理区域において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う事業については、実施地域に関わらず放射線管理手帳が必要となります。

Q13. 除染等業務に従事させようとする者が、既に放射線管理手帳を所持しているかどうかは、どこで確認すれば判るのか。

A13. 当該作業員に対する放射線管理手帳の発行履歴については、手帳発効機関に照会を依頼して確認することが出来ます。ただし、手帳発効機関への依頼には費用が掛かることがあります。
また、手帳発効機関への依頼は原則として元請事業者が行うことになります。

Q14. 作業員が放射線管理手帳を持っていない場合、どのようにすれば良いのか。

A14. 放射線管理手帳の運用を行う必要のある事業を請け負った元請事業者は、自社員及び関係請負人の労働者のうち放射線管理手帳を所持していない者について、手帳発効機関に発行申請を行って下さい。ただし、関係請負人のうち放射線管理・被ばく線量管理を自ら実施できる事業者(特定関係請負人)については、特定関係請負人が手帳発行申請を行っても構いません。
また、作業員が過去に手帳を所持していたが、紛失等で現在は手元にないといった場合には、元請事業者が手帳の再発行を申請して下さい。
なお、作業員個人は手帳発行又は再発行の申請はできません。

Q15. 放射線管理手帳はどこで発行してもらえるのか。

A15. 原子力施設を対象にした被ばく線量登録管理制度に基づいて発効機関が認定されており、この「手帳発効機関」が放射線管理手帳の発行に関する業務を行っています。
具体的な発効機関の連絡先等につきましては、放射線従事者中央登録センターにお問い合わせ下さい。

Q16. 放射線管理手帳の発行申請は誰が行うのか。

A16. 除染登録管理制度では、元請事業者又は関係請負人のうち放射線管理・被ばく線量管理を自ら実施できる事業者(特定関係請負人)が、放射線管理手帳の発行申請を行うことになっています。
ただし、原子力施設における業務も行っている(行ったことがある)事業者で、手帳の運用経験がある場合には、元請事業者と調整を行ったうえで、自ら発行申請を行っても構いません。

Q17. 放射線管理手帳は個人で発行申請を行っても良いのか。

A17. “A14”でも述べたとおり、放射線管理手帳は事業者の責任において発行申請を行うこととなっていますので、作業員個人が手帳の発行申請を行うことは出来ません。

Q18. 除染登録管理制度用の放射線管理手帳の運用・記入要領はあるのか。

A18. 原子力施設を対象にした被ばく線量登録管理制度において定めている「放射線管理手帳 運用要領・記入要領(事業者用)」(平成28年1月15日第12版発行)に従って放射線管理手帳を運用して下さい。なお、この要領の巻末には、除染等業務ほかにおいて手帳を運用する場合の「読み替え表」が掲載されています。

「放射線管理手帳 運用要領・記入要領(事業者用)」は、(株)通商産業研究社(TEL 03-3401-6370)から販売されています。

Q19. 放射線管理手帳の運用・記入(被ばく線量、電離健康診断、教育)は誰が行うのか。

A19. 除染登録管理制度では、元請事業者又は関係請負人のうち放射線管理・被ばく線量管理を自ら実施できる事業者(特定関係請負人)が放射線管理手帳の運用・記入(被ばく線量、電離健康診断、教育)を行うこととしています。

(参考)

放射線管理手帳の運用・記入に関して、元請事業者(又は特定関係請負人)、作業員の雇用主及び作業員本人が行う事項を以下に示します。

元請事業者又は特定関係請負人が行う事項

- ア. 元請事業者及び関係請負人の作業員の放射線管理手帳を保管・管理する。
- イ. 除染等電離則又は電離則で定められた期間ごとに被ばく線量を測定し、結果を作業員本人に(関係請負人の作業員はその雇用主を通じて)通知するとともに、放射線管理手帳に被ばく線量を記入する。
- ウ. 作業員の特殊健康診断(除染等電離放射線健康診断又は電離放射線健康診断)の実施状況を把握するとともに、除染等電離又は電離健康診断の実施結果を放射線管理手帳に記入する。
- エ. 作業員に対し当該業務に係る特別教育を実施するか、雇用主が実施した教育の記録を確認するとともに、その実施結果を放射線管理手帳に記入する。ただし、手帳の記録により当該教育が受講済みであることを確認した場合は、教育を省略することができる。
- オ. 作業員が従事する業務から離職する場合、当該業務に従事した期間の累積線量を放射線管理手帳に記入した上で、手帳を作業員本人に(関係請負人の作業員はその雇用主を通じて)速やかに返却する。

雇用主が行う事項

- ア. 元請事業者から通知された被ばく線量を作業者本人に通知する。
- イ. 新たに当該業務に従事する作業者について、従事前の除染等電離又は電離健康診断を実施するとともに、その結果の写しを元請事業者に提出する。
- ウ. 当該業務に継続して従事する作業者については、従事開始から6ヶ月以内ごとの定期に除染等電離又は電離健康診断を実施し、その結果の写しを元請事業者に提出する。
- エ. 新たに当該業務に従事する作業者に対し、当該業務に係る特別教育を実施してその記録の写しを元請事業者に提出するか、元請事業者の実施する教育を受講させる。ただし、当該教育を受講済みの作業者については、それを証明する書類を元請事業者に提出する。
- オ. 作業者が離職する場合は、元請事業者から当該作業者の放射線管理手帳の返却を受け、本人に手帳を確実に引き渡す。
- カ. 当該業務の終了に伴って放射線管理手帳が返却された場合は、雇用主が手帳を一括保管するか、作業者本人に引き渡す。

作業者本人が行う事項

- ア. 作業者が離職するときは、必ず雇用主から放射線管理手帳を受け取るとともに、従事期間中の被ばく線量、除染電離又は電離放射線健康診断の実施日と結果、特別教育の実施日と内容が記入されていることを確認する。記入されていない場合は、記入するよう要求する。
- イ. 作業者は、新たな雇用先で放射線業務又は除染等業務に従事する場合は、放射線管理手帳を雇用主に提出する。

Q20. 放射線管理手帳の保管は誰が行うのか。

A20. 除染等業務等の放射線管理手帳の運用を行う事業に従事している期間中は、“A19”に記載したとおり、元請事業者又は関係請負人のうち放射線管理・被ばく線量管理を自ら実施できる事業者(特定関係請負人)が放射線管理手帳を保管します。作業者が離職するときは、雇用主から放射線管理手帳の引渡しを受け、本人が保管することになります。

Q21. 放射線管理手帳は作業者本人へ返却しなければならないのか。

A21. 放射線管理手帳は作業者の個人情報に記載された本人が所有すべきものです。しかし、作業者が手帳の運用を行う業務に従事している期間は、その運用・記入を適切かつ適時に行うため、元請事業者(特定関係請負人)が一括保管することとしています。したがって、当該業務に従事しなくなった場合や、離職する場合には、本人に引き渡さなければなりません。

Q22. 被ばく線量の記録はすべて放射線管理手帳に記載しなければならないのか。被ばく線量結果の通知が来ない場合は、放射線管理手帳に記入しなくても良いのか。

A22. 放射線管理手帳の被ばく線量の欄には、当該作業員の被ばく線量として評価(又は通知)されたすべての線量(除染等業務のみならず原子力施設での放射線作業も含む)を記入して下さい。
除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度においては、被ばく線量の管理、放射線管理手帳の記入は元請事業者が一括して行うことになっていますので、手帳への記入がない場合には、元請事業者へ問い合わせして下さい。

Q23. 過去に従事した除染等業務における被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていない場合、どのようにすれば良いか。

A23. 作業員本人が申告した従事経歴やそのときの被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていないため把握できない場合は、除染登録管理システムで経歴照会を行って下さい。経歴がない場合は、該当する除染等業務を行った元請事業者を確認して下さい。確認された被ばく線量については手帳に記入して下さい。
また、本制度による記録の引渡しが行われていれば、引渡し記録の照会が可能となりますので手帳発効機関に照会を依頼するか、(公財)放射線影響協会にご相談下さい。ただし、記録の照会は、制度に参加している事業者、当該記録を引き渡した事業者、又は記録の本人を現在雇用しているか、新たに雇用しようとしている事業者に限られ、かつ、現在雇用しているか新たに雇用しようとする事業者については、本人の書面による同意が必要となります。

Q24. 既に終了している除染等業務における被ばく線量結果(個人記録等)があるが、どのように放射線管理手帳に記入すれば良いのか。どこで記入してもらえるか。

A24. 記入の方法は「放射線管理手帳 運用要領・記入要領(事業者用)」及び「読み替え表」を参照して下さい。また、記入者については、元請事業者又は関係請負人のうち放射線管理・被ばく線量管理を自ら実施できる事業者(特定関係請負人)にお願いします。

Q25. 放射線管理手帳には電離健康診断(6ヶ月ごと)の結果を記入すれば良いのか。一般健康診断(毎年)の結果は記入しなくて良いのか。

A25. 放射線管理手帳には除染等電離又は電離放射線健康診断の実施結果を記入して下さい。一般健康診断(雇入れ時及び定期)の結果については記入する必要はありません。

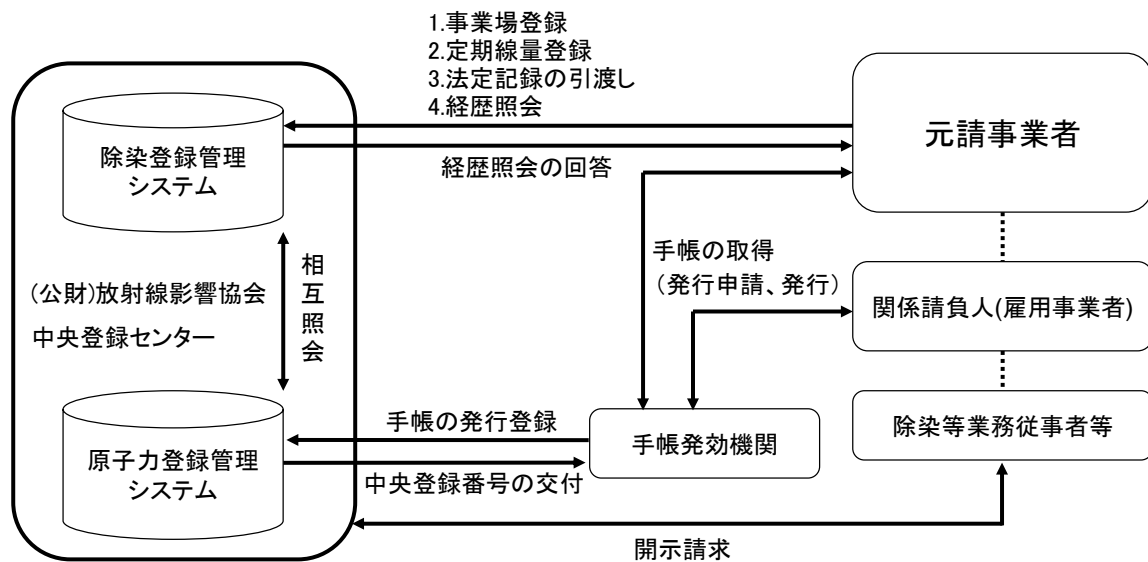
IV. 「除染登録管理制度における各種登録」に関する質問

Q26. 除染登録管理制度に基づく登録にはどのようなものがあるのか。

A26. 除染登録管理制度に基づく登録には、事業場登録、工事件名登録、定期線量登録及び記録引渡(法定記録の引渡)があります。

Q27. 各種登録手続きの流れと、元請事業者、手帳発効機関及び放射線影響協会の役割分担はどのようになっているか。

A27. 除染登録管理制度における各種登録手続きの流れと、元請事業者、手帳発効機関及び(公財)放射線影響協会の役割分担を下図に示します。



除染登録管理制度における登録等の流れ

Q28. 除染登録管理制度に基づく各種の登録はどのように行えば良いのか。

A28. (公財)放射線影響協会が作成した「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム処理要領(2019年4月18日改訂、2019登セ第38号)」に基づいてシステムへの登録等の作業を実施して頂きます。

なお、記録引渡のみに参加した元請事業者の方々には、別途、必要な手続きだけを整理したご案内をお送りしていますので、これに基づいて事業場又は工事件名の登録、及び記録の引渡しを実施して頂きます。

Q29. 登録の実務に関する要領書は配付してもらえるのか。ホームページには掲載されているのか。

A29. システムへの登録作業に関する要領書は、本制度のすべてに参加し、業務契約書を締結した事業者に対して配付しています。また、制度参加事業者専用掲示板にも掲載していますが、放射線影響協会の公開ホームページからは閲覧できません。

Q30. 各種登録はすべて元請事業者が行うのか。

A30. 事業場登録、工事件名登録、定期線量登録、記録引渡は本制度に参加した元請事業者に行って頂きます。

Q31. 原子力施設で従事者指定している作業者が、同じ時期に除染等業務に従事することは出来るのか。

A31. 原子力施設と除染等業務の事業場で同時期に作業を行った場合、従事した業務ごとに区別した作業者の被ばく線量の測定(評価)が困難になりますので、同時期の従事は避けて頂きたいと思います。

ただし、個別の被ばく線量管理が確実に出来る場合であって、原子力施設の事業者と除染等業務の元請事業者双方の了解が得られている場合は、この限りではありません。

Q32. 現場監督等のため、一人の作業者が同時期に複数の工事件名の業務に従事することはできるのか。その場合の被ばく線量登録はどのように行うのか。

A32. 基本的には、登録した工事件名ごとに被ばく線量の測定を行い、それぞれの工事件名に対して被ばく線量を登録して下さい。

一方、現場監督等のため、1つの個人線量計で複数の工事件名の現場の業務に従事した場合は、従事割合や空間線量率の状況等から主たる工事件名を決めて頂き、測定された被ばく線量はすべてその主たる工事件名において受けたものとして取り扱って下さい。なお、この場合、主たる工事件名の事業終了時に引き渡す被ばく線量記録には、複数の工事件名に従事したことによる被ばく線量が含まれる旨を注記して頂くと、より確実なものとなるでしょう。

Q33. 定期線量登録は電子情報で登録するのか。登録のフォーマットや送付方法はどのようなものか。

A33. 四半期ごとの定期線量登録は、所定のフォーマットに従って並べられた電子情報で行います。フォーマットの詳細及び登録作業の手順については、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム処理要領(平成29年1月5日改訂、28登セ第324号)」に記載しています。

Q34. 記録引渡は具体的にどのような記録を引き渡せば良いのか。

A34. 引き渡す記録は、業務に従事した作業者ごとの「被ばく線量記録」と「除染等電離又は電離放射線健康診断個人票」になります(特定線量下業務の従事者の場合、除染等電離健康診断個人票は対象外)。これらは紙文書でも電子(画像)データでも引渡しが可能です(画像データは PDF 又は TIFF 形式に限ります)。

被ばく線量記録の具体的内容は、引渡しを行う事業場名、工事件名、報告年月日、雇用主名、氏名(漢字・カナ)、中央登録番号、生年月日、性別、報告期間、前歴線量、対象期間中の実効線量・等価線量、評価方法、ページ番号となります。ここで記録する線量は除染電離則又は電離則の定めるところによります。

除染等電離又は電離放射線健康診断個人票については、法令に定められた様式を用いるか、これと同じ項目を記載した任意の様式(健康診断を行った医師の氏名・押印が必要、診断の結果に異常の所見がある場合は、就業上の措置に関する医師の意見と、意見を述べた医師の氏名・押印も必要)とし、ページ番号を付けて頂きます。

また、合わせて、引渡記録と作業者の紐付けを行うため、所定の引渡登録用データファイル(CSV 形式)を同時に提出して頂きます。

Q35. この制度の記録引渡が除染等電離則又は電離則に基づく法定記録の引渡であれば、雇用主が記録の引渡を行わなければならないのではないのか。元請事業者から引き渡されたものが、法令に則った記録の引渡として認められるのか。

A35. 法定の記録引渡については事業者(雇用主)が行うことになっています。一方、除染登録管理制度では元請事業者が一括して引き渡すこととしています。そのため、元請事業者が放射線影響協会に引渡すことを了解する旨を記載し、雇用主が記名押印した書面(同意書)を、元請事業者に提出して頂きます。これにより、元請事業者は雇用主の委任を受けて法定記録の引渡しを行うこととなり、法令に沿った措置となります。

なお、法令では、これらの記録について、事業者(雇用主)が5年間保存してから引き渡すことが本則となっていますので、ご承知置き頂くようお願い致します。ただし、記

録の当事者本人が離職した場合はこの限りではありません(事故由来廃棄物の処分業務に係るものの場合を除く)。

Q36. 雇用主が直接記録の引渡を行っても良いのか。

A36. この制度においては、“A35”に示したとおり元請事業者が記録引渡を行うこととしています。ただし、当該記録が元請事業者から引渡されていない場合には、法令に則って雇用主から記録引渡を行って頂くことも可能です。

Q37. 引渡記録に含まれる前歴線量は、過去に行った除染等業務等における被ばく線量だけで良いのか。

A37. 除染等業務、特定線量下業務に限らず、原子力施設へ従事した期間も含めたすべての被ばく線量を記載していただくことが原則です。

Q38. 前歴線量は作業員本人から申告された線量を記載すれば良いのか。

A38. 前歴線量の確認は、放射線管理手帳の記載内容に基づいて行って下さい。手帳を取得していない作業員については、被ばく線量を確認できる記録等があれば、それに基づいて記載して下さい。

Q39. この制度の発足前に工期が完了している除染等業務における被ばく線量の登録又は記録引渡はどのように行えばよいのか。また、その際の定期線量登録は四半期ごとの線量について行うのか。

A39. この制度の発足前に工期が完了している除染等業務等については、可能な限り、「定期線量登録を行う項目に準ずるものの登録」及び「線量記録の法定引渡」を行うように努めることとされています。

また、「定期線量登録を行う項目に準ずるものの登録」については、四半期ごとの線量を登録するに当たり、複数の四半期について同時に登録することも可能とし、「線量記録の法定引渡」については、原則として、全工期に亘る線量記録を一括して引渡すものとするとなっています。

なお、これらの具体的な方法については、記録引渡の実行前に(公財)放射線影響協会と相談して下さい。

V. 「負担金」に関する質問

Q40. 除染登録管理制度に関わる負担金はどのように決められているのか。

A40. この制度に関する負担金は、制度発足時に「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」において、以下のとおりの合意が為されています。

定期線量登録及び記録引渡しを行う元請事業者

定期線量登録及び記録引渡しに掛かる費用をすべて含めるものとし、負担金は登録工事件名ごとに、一人当たりの年額として設定する。

記録引渡しのみを行う元請事業者

記録の引渡しに掛かる費用のみとし、負担金は登録工事件名ごとの記録引渡人数一人当たりの額を設定する。

Q41. 除染登録管理制度に関わる負担金はいつどのように支払うのか。

A41. 制度負担金の支払いの時期と方法は、以下のとおりとなっています。

定期線量登録及び記録引渡しを行う元請事業者

- 定期線量登録の実施に合わせ、年4回四半期ごとのお支払いとしています。
- その年度の最初の定期線量登録時に登録された作業者の人数に負担金単価(年額)を掛けて金額を計算し、(公財)放射線影響協会が各元請事業者に対して請求書を発行します。請求書発行日の翌月末までにお支払い下さい。
- 同一年度の次の定期線量登録時には、新たに追加された作業者の人数分について、同様に負担金をお支払い頂きます。
- 工期が年度をまたぐ場合は、次の年度の最初の定期線量登録で登録された人数は新年度の負担金としてお支払い頂きます。
- 過去の工事について定期線量登録を行うときは、登録する四半期(対象期間)が含まれる年度の負担金単価が適用されます。
- 請求書に対する入金を確認したときは、その都度、領収書を発行します。
- 工事完了後に放射線管理記録を引き渡すときは、定期線量登録時に課金済となるため、負担金は発生しません。

記録の引渡しのみを行う元請事業者

- 工事完了後の記録の引き渡しごとのお支払いとしています。負担金の額(単価)は、当該工事の計画工期の終了日が含まれる年度のものとなります。
- (公財)放射線影響協会に届いた記録を確認し、引渡記録として受領が確定したとき、記録の対象人数に負担金単価を掛けて金額を計算し、各元請事業者に対して請求書を発行します。請求書発行日の翌月末までにお支払い下さい。
- 請求書に対する入金を確認したときは、その都度、領収書を発行します。

Q42. 負担金の額はどのようになっているか。

A42. 除染登録管理制度に関わる負担金の額は、制度発足時に「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」で平成25、26年度分について合意され、平成27年度以降の額の設定については、その都度「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度参加者協議会」に諮り、その承認を得て決定されました。

令和2年度の負担金は次のとおりとなっています。

定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者

定期線量登録一人当たり 3,000 円(工事件名ごとの年額)

記録の引渡のみを行う元請事業者

記録引渡1人当たり 2,000 円(工事件名ごと)

(参考)これまでの負担金の額

年 度	定期登録+引渡	記録引渡のみ
平成25年度	3,000 円/人	2,000 円/人
平成26年度	4,500 円/人	2,000 円/人
平成27年度	2,500 円/人	2,000 円/人
平成28年度	1,500 円/人	1,200 円/人
平成29年度	2,000 円/人	1,500 円/人
平成30・31年度	4,000 円/人	3,000 円/人

Q43. 定期線量登録及び記録引渡に関する費用は、除染等業務等の発注者に請求することができるのか。また、発注者からの注文書にこれらの費用について明記されていない場合は、どのようにすれば良いのか。

A43. 厚生労働省の通達「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について(平成25年12月26日付、基発1226第17号)」によると、国(環境省・国土交通省・農林水産省)や地方自治体が発注する除染等業務等においては、本制度の経費に関する必要な配慮がなされるとのことです。

本制度に関する費用について注文書(仕様書)に明記されていない場合には、事前に発注者とよくご相談下さい。

Q44. 定期線量登録時に支払う負担金には、その後の記録引渡の費用も含まれているのか。

A44. 含まれています。したがって、当該工事の終了時に記録を引き渡して頂く際には、別途負担金は発生しません。

Q45. 除染等業務が年度をまたいで行われる場合は、両年度の負担金を支払うのか。

A45. 定期線量登録を行う制度参加者の場合は、負担金の額の設定の原則から、両方の年度についてご負担頂くことになります。

Q46. この制度の発足前に工事を完了している除染等業務に関わる線量登録及び記録引渡の負担金はどうなるのか。

A46. 除染登録管理制度の発足前に完了した除染等業務における被ばく線量も、前歴線量の確認のためだけに限らず大切な情報ですから、できるだけ線量登録又は記録の引渡に応じて頂けるようお願いしているところです。しかし、制度発足前に遡って負担金をお願いすることは難しく、費用はご負担頂いておりません。ただし、当該除染等業務の着手が制度発足前であっても、継続して工事が行われ、制度運用後に完了したものについては、この制度に基づいた負担金をお支払い頂きます。

Q47. 工事が完了しても被ばく線量登録及び記録引渡までには時間を要する場合がある。そのため発注者への費用の請求が工事完了検査に間に合わない場合はどのようにしたら良いのか。

A47. 定期線量登録と記録引渡の両方を行う元請事業者で、工事完了検査前に定期線量登録を行うことが困難な場合は、以下の措置を行います。

- ア. 元請事業者は工事完了検査前に被ばく線量の確定が困難な定期線量登録に対応する作業者の人数を個人識別情報(氏名、中央登録番号、生年月日等)とともに(公財)放射線影響協会に提出し、協会はその人数に応じた負担金を請求する。
- イ. 元請事業者は、協会発行の請求書又は登録された人数が確認できる書類を工事完了検査前に発注者に提出する。
- ウ. 元請事業者は、負担金の支払い後、協会が発行した領収書を発注者に提出する。
- エ. 元請事業者は当該作業者の被ばく線量が確定後、速やかに定期線量登録及び記録引渡を行う。

記録引渡のみを行う元請事業者が、工事完了検査前に記録引渡が出来ない場合も同様の対応となります。

なお、上記の手続きに関しては、除染等業務の発注者(工事完了検査の担当者)と事前に良くご確認(相談)しておくようお願いします。

VI. 「個人情報の取扱い」に関する質問

Q48. 除染登録管理制度における、個人情報の利用目的は何か。

A48. 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、情報を取得する際はその利用目的を特定し、本人に通知又は公表しなければならないため、手帳発行申請書の裏面、(公財)放射線影響協会のホームページその他に「個人情報の利用目的」を明示しています。公開された個人情報の利用目的は以下のとおりです。

ア. 登録制度参加事業者の除染等作業場所及び原子力施設において放射線業務に従事する人の氏名、生年月日等の個人識別項目のほか、被ばく線量記録等の個人情報を放射線従事者中央登録センターに登録し、一元的な個人被ばく線量の管理を行います。また、必要な記録を把握するため、放射線管理手帳を発行します。

イ. 登録管理制度参加事業者の除染等作業場所及び原子力施設において放射線業務に従事する人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者(放射線に関わる労働安全衛生の責任を有する事業者)又は登録管理制度参加事業者がその人の経歴を放射線従事者中央登録センターに照会するのに利用します。

ウ. 放射線従事者中央登録センターに登録された個人データは、国が実施している低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査のために、提供します。

エ. 放射線業務に従事する人の統計資料を作成するのに利用します。統計処理した結果は、(公財)放射線影響協会のホームページ等で公開します。ただし、個人を特定できるデータを第三者に公開することはありません。

Q49. 除染登録管理制度における、個人情報の共同利用はどのように行われているか。

A49. 個人情報保護法では、個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合、あらかじめ、その共同利用者を本人へ通知するか又は容易に知り得る状態とすることが求められていることから、“A48”同様に、(公財)放射線影響協会のホームページその他に「個人情報の共同利用」に関することを明示しています。公開された個人情報の共同利用の内容は以下のとおりです。

ア. 除染登録管理制度及び原子力登録管理制度では、放射線従事者中央登録センターが主体となり、除染等業務や放射線業務に従事する者の被ばく線量管理を適切に行うため、同センターに登録された個人情報を基に、それぞれの制度ごとの「個人情報データベース」を構築し、各制度に参加する事業者が共同して利用することとしています。

イ. 共同利用される個人データの項目は、制度参加事業者の除染等作業場所又は原子力施設において業務に従事する者の氏名、生年月日等の個人識別データのほか、被ばく線量記録等の放射線従事者中央登録センターに登録されてい

るものとなります。

ウ. 共同して利用する者の範囲については、(公財)放射線影響協会のほか、除染登録管理制度に参加している元請事業者各社、原子力登録管理制度に参加している原子力事業者及び放射線管理手帳の発効機関に認定されている各社であり、その名称はすべてホームページに掲載して公開しています。

Q50. 被ばく線量記録等の照会は、誰が出来るのか。

A50. 記録の照会については、対象者ごとに以下のとおり行うことができます。

ア. 本制度に参加する元請事業者(記録引渡のみの参加事業者を除く)

除染登録管理システムの端末装置から経歴照会を行うことができます。ただし、引渡記録だけで取り扱われた被ばく線量については、システム上には記録の有無のみが登録されており、その内容については、手帳発効機関を通じて書面で経歴照会することになります。

イ. 手帳発効機関

放射線管理手帳の発行(継続発行、紛失再発行を含む)に関する業務に必要な経歴照会を行うことができます(ア.のただし書きについては自らが放射線影響協会に記録の照会をすることになります)。

ウ. 記録の引渡しを行った(元請事業者を通じて引き渡した場合を含む)雇用主

自らが引き渡した記録について照会することができます。(公財)放射線影響協会へご連絡頂いたうえで、所定の経歴照会手続きをして下さい。

エ. 記録引渡しのみの参加事業者

自社員又は関係請負人の作業員について、手帳の保持の有無を確認する場合は、手帳発効機関に照会することができます。

オ. 記録の本人の現在の雇用主又はこれから雇用しようとする者

前歴確認のために、本人の同意を得て、記録の照会を行うことができます。手帳発効機関に照会を依頼するか、(公財)放射線影響協会へご相談下さい。

なお、ウ.～オ.の照会には費用が発生します。また、添付資料が必要な場合がありますので、手帳発効機関又は(公財)放射線影響協会にお問い合わせ下さい。

この他に当該記録の本人は、記録の開示請求を行うことができます。⇒Q55参照

Q51. 個人情報の共同利用者として何を行えばよいか。どのような責任があるのか。

A51. 個人情報の共同利用者は、個人情報取扱事業者として個人情報保護法上の義務と責任を負うこととなります。具体的には、除染登録管理制度における個人情報の共同利用者として、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理に関する業務契約書」及び「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理業務に係る個人情報の取扱に関する覚書」に基づいて、個人情報を適切に管理して頂きます。

Q52. 制度参加事業者が作成する「個人情報保護規程」とはどのようなものか。参考となる「ひな形」はあるか。

A52. 個人情報の取扱いに関する覚書に定められた「個人情報保護規程」は、制度参加事業者として除染登録管理制度で共同利用する個人情報(秘密情報)を適切に管理し、秘密を保持するための基本的な事項を定めるものです。「ひな形」については、制度参加のための業務契約書及び覚書を締結する際に、(公財)放射線影響協会が作成したものをご提供しています。

Q53. 定期線量登録や記録引渡を行う場合、秘密の保持のためどのような対策を講じる必要があるか。

A53. 元請事業者は、個人情報を適切に取り扱うための責任体制を構築して管理を確実にする必要があります。さらに、取扱いに関するマニュアル等を整備し、関係者に対して必要な教育を行わなければなりません。また、個人情報等を含む秘密資料の保管は、所定の場所で施錠された保管庫等で行うといった対策も必要でしょう。秘密資料を郵送するときは書留等の確実な方法を用いる、電子メールで送信するときは、パスワードで保護された添付ファイル化し、パスワードは同じメールには記載しない、といった配慮も求められます。

定期線量登録を行う除染登録管理制度用の端末装置については、インターネットへの接続には必ず暗号化通信(SSL又はSSL-VPN)を用いるとともに、利用者専用IDを与えられる操作者を限定するといった運用を行う必要があります。また、端末装置の他にも、データ作成に使用するパソコンのセキュリティー対策(OSのアップデート、ウイルス対策等)に留意する必要があります。

Q54. 原子力事業者は除染登録管理制度に登録された被ばく線量の情報を利用することが出来るのか。その逆はどうか。制度が異なるのになぜそれが出来るのか。

A54. 原子力登録管理制度に参加する事業者(原子力事業者)と除染登録管理制度に参加する事業者は、それぞれの制度の下に登録された被ばく線量等の情報であっても、相互に照会できるようにしています(個人情報の共同利用、“A49”及び“A50”を参照して下さい)。

原子力登録管理制度におけるデータベースと除染登録管理制度のデータベースは、それぞれ独立したものですが、作業者の被ばく歴を確実に把握するために必要であるため、個人情報の共同利用の範囲を逸脱しない形で相互照会の機能を構築しています。したがって、無条件に検索できる訳ではなく、それぞれのシステムに登録された従事者について、個人識別情報を基に、個別に他方の経歴情報を参照するよう

にしています。

個人情報の共同利用に関することは、(公財)放射線影響協会のホームページに掲載しています。

Q55. 個人情報の開示請求はどのようにして行えばよいか。

A55. 個人情報の保護に関する法律第25条の規定に基づき、本人から、当該本人が識別される個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく開示(該当する個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む)します。

個人情報開示請求は、手帳発効機関を窓口としていますので、具体的な手続き等はそちらにお問い合わせ下さい。窓口の役割は、本人確認の実施、開示請求書及び添付書類の審査と受理、(公財)放射線影響協会への請求書類の送付となっています。

また、近隣に手帳発効機関がない場合は、(公財)放射線影響協会のホームページに掲載された「個人情報の開示請求手続き」をご確認頂いたうえで、同協会あてに直接郵送して請求することも可能です。

なお、個人情報保護法に規定はありませんが、本制度では、故人の遺族からの開示請求にも応じることとしています。このときの遺族の範囲は、故人の配偶者、父母、子となります。

本Q & Aに関する問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル5階

公益財団法人 放射線影響協会

放射線従事者中央登録センター 除染登録管理課

電話番号 : 03-5295-1558

FAX番号 : 03-3254-8744

e-mail : jyosen@rea.or.jp